

条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

大正区区政会議委員からの意見聴取会における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
・地域の避難訓練において、地域活動をされていない方も多く参加される。そこで自助の大事さを伝えていかなければいけないと考えているのと同時に、自助や共助という言葉ではわかりにくく、自助・共助・公助の関係性についても、普段地域活動を行っていない人たちには伝わりにくいと考えている。実際の訓練を通じて、それらを体験していただくことが大事だと感じている。	訓練については各地域においても工夫され、様々な取り組みをいただいているところです。地域における町会単位や班単位など、訓練の多様化や回数の増加と併せ、自助を実体験していただける訓練のありかたについても令和3年度の訓練に向け、検討を行います。また「自助・互助・共助」の概念についても言い換えなど、わかりやすい広報に努めてまいります。	条例第9条第1項

令和2年度 第3回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
地域活動に若者をいかに引き込むかが大きな課題と認識している。地域でも試行錯誤しているが、なかなか良い手立てがないのが現状。行政も広報など更なる連携・協力・支援が必要と考える。	地域団体への加入促進支援として、リーフレットの配架や広報紙による地域活動の紹介等をおこなっています。今後はHPやSNSなど若者をターゲットにした広報手段を活用し、情報発信のご協力もしていきます。地域の皆さまと連携しながら、若い担い手が参加・参画できる事業の実施を検討します。区民自らの力で地域を担い、区民による自律的な地域運営が可能となるよう、情報発信や多様なつながり方のきっかけづくりの整備などの支援をおこなっていきます。	条例第9条第1項

令和3年度 第1回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
大正区には高齢者が多く、高齢家庭にはパソコンの無い家も多いと聞きます。老若男女誰もが無理なく情報を得られる方法があればと思います。	ご指摘のとおり、パソコン等の電子機器をご利用でない方もいらっしゃることを認識しておりますので、今後もホームページやSNSを活用した情報発信とともに、広報紙やチラシ等の紙媒体による情報発信も行ってまいります。また、地域の皆様のご協力をいただきながら、地域と区役所が協働・連携して、必要な情報を必要な方に届けられるよう努めてまいります。	条例第9条第1項

前述の代表的な措置の他に、大正区区政会議では、区政会議の委員の全意見に対し、当日の回答およびその後の対応を実施しています。

〔大正区区政会議委員からの意見聴取会 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000524/524225/ikentotaiou.pdf>

〔令和2年度第3回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000529/529786/ikentotaiou.pdf>

〔令和3年度第1回大正区区政会議 意見と対応〕

https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000543/543669/ikentotaiou2021_01.pdf

〔令和3年度第2回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000546/546266/ikentotaiou.pdf>